

## 防火設備に係る関係条文等

### ○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～九 （略）

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ （略）

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

（外壁の開口部の防火戸）

第六十四条 防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が準遮炎性能（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

### ○建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抄）

（防火戸その他の防火設備）

第百九条 法第二条第九号の二ロ及び法第六十四条の政令で定める防火設備は、防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備とする。

2 （略）

（遮炎性能に関する技術的基準）

第百九条の二 法第二条第九号の二ロの政令で定める技術的基準は、防火設備に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものであることとする。

（防火区画）

第百十二条 主要構造部を耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が千五百平方メートルを超えるものは、床面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）の合計千五百平方メートル以内ごとに第百十五条の二の二第一項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。)で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

一～二 (略)

2～13 (略)

14 第一項から第五項まで、第八項又は前項の規定による区画に用いる特定防火設備及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造のものとしなければならない。

一 第一項本文、第二項若しくは第三項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第五項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものであること。

ロ 閉鎖又は作動をするに際して、当該特定防火設備又は防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること。

ハ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。

ニ 常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

二 第一項第二号、第四項、第八項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる法第二条第九号の二ロに規定する防火設備 次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの

イ 前号イからハまでに掲げる要件を満たしているものであること。

ロ 避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有し、かつ、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものであること。

15 (略)

16 換気、暖房又は冷房の設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合（国土交通大臣が防火上支障がないと認めて指定する場合を除く。）においては、当該風道の準耐火構造の防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、特定防火設備（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備によつて区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあつては、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備）であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを国土交通大臣が定める方法により設けなければならない。

一 火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものであること。

二 閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

(建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁)

第百十四条

1～4 (略)

5 第百十二条第十五項の規定は給水管、配電管その他の管が第一項の界壁、第二項の間仕切壁又は前二項の隔壁を貫通する場合に、同条第十六項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第百九条に規定する防火設備であつて通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開

始後四十五分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

(準遮炎性能に関する技術的基準)

第三百三十六条の二の三 法第六十四条の政令で定める技術的基準は、防火設備に建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものであることとする。

## ○平成 12 年 5 月 24 日建設省告示第 1360 号

### 防火設備の構造方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の口の規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九号の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法施行令第一百四十五条第五項において準用する建築基準法施行令第一百二十二条第十六項に規定する構造とすること。

二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの

ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの

ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの

ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの

ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

四 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

## ○平成 12 年 5 月 25 日建設省告示第 1366 号

### 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十四条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法第二条第九号の二の口に規定する構造とすることとする。

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付

金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

## ○平成 12 年 5 月 25 日建設省告示第 1369 号

### 特定防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第一項の規定に基づき、特定防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸とすること。

二 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパーとすること。

三 前二号に該当する防火設備は、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

四 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸とすること。

五 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸とすること。

六 建築基準法施行令第九十九条第二項に規定する防火設備とみなされる外壁、そで壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造とすること。

七 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網とすること。

第二 第一（第六号及び第七号を除く。）に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

## ○昭和 48 年 12 月 28 日建設省告示第 2563 号

（改正 平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1392 号）

### 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百十二条第十四項第一号、第二百九条の十三の二及び第三百三十六条の二第一号の規定に基づき、防火区画に用いる防火設備等の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する常時閉鎖状態を保持する構造の防火設備とすること。

イ 次の（1）又は（2）のいずれかに適合するものであること。

（1）面積が三平方メートル以内の防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）であること。

（2）面積が三平方メートル以内の防火戸で、昇降路の出入口に設けられ、かつ、人の出入りの後二十秒以内に閉鎖するものであること。

ロ 当該防火設備が開いた後に再び閉鎖するに際して、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

（1）当該防火設備の質量（単位 キログラム）に当該防火設備の閉鎖時の速度（単位 メートル毎秒）の二乗を乗じて得た値が二十以下となるものであること。

(2) 当該防火設備の質量が十五キログラム以下であること。ただし、水平方向に閉鎖をするものであつてその閉鎖する力が百五十ニュートン以下であるもの又は周囲の人と接触することにより停止するもの(人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が五センチメートル以下であり、かつ、接触した人が当該防火設備から離れた後に再び閉鎖又は作動をする構造であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 当該防火設備が閉鎖するに際して、前号ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、人の通行の用に供する部分以外の部分に設ける防火設備にあつては、この限りでない。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該防火設備に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下である構造の防火設備とすること。

ハ 煙感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

ニ 煙感知器又は熱煙複合式感知器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したものであること。

(2) 次に掲げる場所に設けるものであること。

(i) 防火設備からの水平距離が十メートル以内で、かつ、防火設備と煙感知器又は熱煙複合式感知器との間に間仕切壁等がない場所

(ii) 壁(天井から五十センチメートル以上下方に突出したたれ壁等を含む。)から六十センチメートル以上離れた天井等の室内に面する部分(廊下等狭い場所であるために六十センチメートル以上離すことができない場合にあつては、当該廊下等の天井等の室内に面する部分の中央の部分)

(iii) 次に掲げる場所以外の場所

(イ) 換気口等の空気吹出口に近接する場所

(ロ) じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

(ハ) 腐食性ガスの発生するおそれのある場所

(ニ) 厨房等正常時において煙等が滞留する場所

(ホ) 排気ガスが多量に滞留する場所

(ヘ) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(ト) 結露が発生する場所

ホ 連動制御器は、次に定めるものであること。

(1) 煙感知器又は熱煙複合式感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができるもの

(2) 火災による熱により機能に支障をきたすおそれがなく、かつ、維持管理が容易に行えるもの

(3) 連動制御器に用いる電気配線及び電線が、次に定めるものであるもの

(i) 昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第二号及び第三号に定める基準によるもの

(ii) 常用の電源の電気配線は、他の電気回路(電源に接続する部分及び消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備の中継器又は受信機に接続する部分を除く。)に接続しないもので、かつ、配電盤又は分電盤の階別主開閉器の電源側で分岐しているもの

ヘ 自動閉鎖装置は、次に定めるものであること。

- (1) 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させるもの
- (2) 自動閉鎖装置に用いる電気配線及び電線が、ホの(3)に定めるものであるもの

ト 予備電源は、昭和四十五年建設省告示第千八百二十九号第四号に定める基準によるものであること。

第二 令百十二条第十四項第一号イからニまでに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 次に掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

イ 第一第二号イ及びロに掲げる基準に適合すること。

ロ 熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 熱感知器又は熱煙複合式感知器、連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源を備えたものであること。

(2) 熱感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格した熱複合式若しくは定温式のもので特種の公称作動温度（補償式（熱複合式のもののうち多信号機能を有しないものをいう。）のものにあつては公称定温点、以下同じ。）が六十度から七十度までのもの（ボイラー室、厨房等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）

(ii) 第一第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けるもの

(3) 熱煙複合式感知器は、次に定めるものであること。

(i) 消防法第二十一条の二第一項の規定による検定に合格したもののうち、定温式の性能を有するもので特種の公称作動温度が六十度から七十度までのもの（ボイラー室等最高周囲温度が五十度を超える場所にあつては、当該最高周囲温度より二十度高い公称作動温度のもの）

(ii) 第一第二号ニ(2)に掲げる場所に設けられたもの

(4) 連動制御器、自動閉鎖装置及び予備電源は、第一第二号ホからトまでに定めるものであること。

ハ 温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 温度ヒューズ、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、別記に規定する試験に合格したものであること。

(2) 温度ヒューズが、天井の室内に面する部分又は防火戸若しくは防火戸の枠の上部で熱を有効に感知できる場所において、断熱性を有する不燃材料に露出して堅固に取り付けられたものであること。

(3) 連動閉鎖装置の可動部部材が、腐食しにくい材料を用いたものであること。

第三 令百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により煙が発生した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。

二 第一第二号イ及びハからトまでに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

第四 令百十二条第十四項第一号イ、ロ及びニに掲げる要件（ニに掲げる要件にあつては、火災により温度が急激に上昇した場合に、自動的に閉鎖又は作動をするものであることに限る。）を満たす防

火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 第一第一号に定める構造の防火設備とすること。
- 二 第一第二号イ並びに第二第二号ロ及びハに掲げる基準に適合する随時閉鎖することができる構造の防火設備とすること。

別記 (略)

## ○昭和 48 年 12 月 28 日建設省告示第 2564 号

(改正 平成 13 年 2 月 1 日国土交通省告示第 66 号)

### 防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百十二条第十四項第二号、第二百六条の二第二項及び第四百四十五条第一項第二号の規定に基づき、防火区画に用いる遮煙性能を有する防火設備の構造方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第一百十二条第十四項第二号に掲げる要件を満たす防火設備又は令第四百四十五条第一項第二号に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一に定める構造方法

ロ 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分が相じやくり、又は定規縁若しくは戸当りを設けたもの等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの(シャッターにあつては、内のり幅が五メートル以下で、別記に規定する遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二ロに規定する防火設備を固定して併設したもので、内のり幅が八メートル以下のものに限る。)とすること。

二 令第一百十二条第十四項第一号イ及び第二号ロに掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

イ 昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三に定める構造方法

ロ 前号ロに定める構造方法

別記 (略)